

## 豊見城市公園施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 募集目的

本市が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保及び市民サービス維持・向上に寄与することを目的として、豊見城市公園施設への愛称を命名する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおりパートナー企業を募集します。

### 2 対象施設一覧、契約希望金額（年額）、契約期間

番号	施設名 所在地	契約希望金額（年額） 契約希望期間
①	豊見城市民体育館 豊見城市字豊崎 5 番地 2	250 万円 以上 3 年間
②	豊崎海浜公園テニスコート 豊見城市字豊崎 5 番地 2	100 万円 以上 3 年間

※1：施設概要は「別紙」又は市のホームページに掲載の施設概要をご覧ください。

※2：揭示額は市としての希望金額です。

ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

また、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※3：複数の施設を合わせて応募することも可能です。

※4：契約終了後、更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。

### 3 募集条件

#### (1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい企業とします。なお、以下の項目に該当するものを除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っているもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制される者
- ④ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ⑥ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- ⑦ 市から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けている者
- ⑧ 市税その他租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者

⑨ その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないとし、市が認めるもの

(2) 施設の愛称

親しみやすさや呼びやすさなど、市民や利用者から理解が得られる愛称とし、下記の施設の愛称には指定された字句を必ず使用すること。また、今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称変更は行いません。

・豊見城市民体育館 指定字句『とみぐすく』または『TOMIGUSUKU』

※表記はひらがなまたはローマ字で「とみぐすく」と読めるようにすること

・豊崎海浜公園テニスコート 指定字句『とみぐすく』または『TOMIGUSUKU』

※表記はひらがなまたはローマ字で「とみぐすく」と読めるようにすること

利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、次のいずれかに該当する者は、愛称として使用できません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 個人又は団体の名刺広告（個人の氏名広告又は法人等の代表者名広告）
- ⑦ 市がその商品などを推奨していると誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ その他、愛称として使用することが適当でないとし認められるもの

(3) 愛称使用開始予定時期

ネーミングライツ・パートナーとの協議により決定します。

(4) 愛称表示の内容

愛称表示の内容は、対象施設内外の看板等（施設名表示や案内板）、市のホームページ及び新規に作成する印刷物（パンフレット等）とし、位置、大きさなどは協議によるものとします。また、その他の表示希望については、協議の上決定します。

(5) 費用負担

区 分	費用負担	備 考
敷地内外の看板等表示変更、新設、撤去 (施設名表示や案内板) ※1 ※2 ※3	ネーミングライツ ・パートナー	市が設置管理するもの
市の印刷物や市のホームページ の表示変更 ※4	豊見城市	新規作成分を対象と します。

※1：市が設置管理する看板等の表示変更は、市と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとします。(施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。) また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2：豊見城市景観まちづくり条例等の法令の規定に基づき必要となる手続きや、市以外の主体が設置管理する看板等の表示変更に係る手続きについては、ネーミングライツ・パートナーが関係機関と協議の上、対応していただくことになります。

※3：契約終了後の原状回復については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

※4：以下のホームページは市のホームページに含まないものとします。

・豊見城市民体育館：<http://www.tomigusuku-taiikukan.com/>

(6) リスクの負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付した愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和2年10月12日(月)から 随時受付

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出書類

別紙1を参照

(3) 提出方法

申込書類を募集期間中に持参又は郵送(募集期間内必着)により提出してください。

(ファクシミリ、電子メールでは提出はできません。)

(4) 提出部数

正本1部及び副本8部（副本はコピー可）

(5) 提出先

市民体育館 教育部 生涯学習振興課 〒901-0212 豊見城市字平良467番地1

テニスコート 経済建設部 公園緑地課 〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

(6) 留意事項

申込に係る必要な経費等は、申込者の負担とします。また、申込書類等は返却しません。

5 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問は、次の要領で行ってください。

(1) 質問票の提出

下記の申込先（問合せ先）あてに、質問票【様式5】をメールにより提出して下さい。

また、メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をして下さい。

(2) 質疑書受付期間

令和2年10月12日（月）から 随時受付

(3) 質疑書に対する回答

質疑者へ回答を行うとともに、随時、市のホームページへ掲載します。

6 ネーミングライツ・パートナーの選考方法

豊見城市公園施設ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、次の選考基準に従って総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を選考します。なお、応募が一者のみであった場合も、選考委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を選考します。選考結果については、全ての応募者に文書で通知します。

選考項目	選定基準	配点
応募者について	経営の安定性	10
	本市に関する 地域活動への理解・貢献	20
愛称について	親しみやすさ	15
	呼びやすさ	15
契約について	ネーミングライツ料 (高額なほど高配点)	40
合計		100

## 7 ネーミングライツ・パートナーの決定等

豊見城市は、候補者との協議（指定管理者との協議を含む）を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、契約締結後、ネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表するとともに、各種広報印刷物やホームページ等を活用して愛称の普及に努めます。

※候補者との協議をおこない、合意に至らない場合は、契約をしないこともあります。

※愛称使用期間（契約期間）終了後、契約更新に当たっては、優先交渉権があります。

その交渉において、契約金額や契約期間、付与する特典について協議することとします。

※条例上の施設名称は変更しません。

※契約締結に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 8 スケジュール（案）

- ① 公募期間：10月12日（月）から 随時受付
- ② 申込の受付（申込の状況に応じて市のホームページに申込の締切日を公表する）
- ③ 選考員会の開催
- ④ 候補者の決定
- ⑤ 契約に係る各種事項について協議
- ⑥ 契約の締結、愛称等の公表など

## 9 その他

### （1）ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、候補者決定後の協議において決定するものとします。希望する特典について提案して下さい。

※付与する特典はネーミングライツ料に影響のない提案として下さい。

※特典を希望しない場合は、空欄として下さい。

### （2）ネーミングライツ・パートナー料の活用に関する希望

ネーミングライツ・パートナー料の活用に関する希望があれば提案して下さい。

### （3）情報公開

提出された書類については、豊見城市情報公開条例に基づき公開することがあります。

## 10 申込先（問合せ先）

市民体育館

〒901-0212 豊見城市字平良 467 番地 1 豊見城市教育委員会 教育部 生涯学習振興課

TEL 098-850-3591 E-mail shakaitaiku-g@city.tomigusuku.lg.jp

テニスコート

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目 1 番地 1 豊見城市役所 経済建設部 公園緑地課

TEL 098-850-0096 E-mail ryokuchi@city.tomigusuku.lg.jp

## 【提出書類】

書 類 名
① 豊見城市公園施設ネーミングライツ・パートナー申込書 【様式1-1、1-2】 (登記された印鑑を押印して下さい。)
② 企業概要【様式2】
③ 豊見城公園施設ネーミングライツ・パートナーの申込に係る誓約書【様式3】
④ 豊見城市との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等【様式4】
⑤ 印鑑証明書
⑥ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
⑦ 市町村税の滞納のない証明書(事業所のある市町村発行)
⑧ 都道府県税完納証明書(全税目の滞納のないことを確認できる証明書)
⑨ 国税納税証明書(様式その3の3)
⑩ 財務諸表(前期の貸借対照表及び損益計算書)

※ その他、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※ 様式の記入欄が足りなければ、別紙(任意の様式)を追加して記載してもよいです。